令和5年度第2回鴨川市環境審議会次第

日時 令和5年7月25日(火)

午前 10 時から

会場 鴨川市役所 7階会議室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - ・ 事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について
- 4 その他
- 5 閉 会

鴨川市環境審議会委員名簿

任 期 令和4年1月25日から 令和6年1月24日まで

NO	氏 名	役職名等
1	飯塚 和夫	安房農業協同組合常務理事
2	鎌田 直人	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林長
3	田村 政彦	一般社団法人鴨川市農林業体験交流協会代表理事
4	中野 高明	一般社団法人千葉県建設業協会常任理事鴨川支部長
5	藤原 悟作	鴨川シーワールド総支配人
6	本多 信介	一般社団法人鴨川市観光協会理事
7	田原 智之	鴨川市漁業協同組合参事
8	保田 大輔	鴨川警察署生活安全課長
9	齋藤 守彦	鴨川市商工会副会長
10	伊藤 正人	学識経験者

事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について

検討の経過

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 24 条に基づく一般廃棄物処理手数料及び同条例第 25 条に基づく産業廃棄物の処理費用の一部改定について慎重に審議した。

事業系一般廃棄物及び100キログラムを超えて市の処理施設に搬入される燃やせるごみ並びに、市長が指定した産業廃棄物に係る処理手数料及び処理費用(以下、「処理手数料等」という。)は、現行10キログラムあたり120円であり、近隣自治体との比較でも安価な状態にある。

近年の処理経費の実績等も上昇傾向にあることと併せ、処理手数料等の見直しを必要とする状況にあることは認められた。

そのことから、ごみ処理の負担の公平性や排出者の責務を踏まえることは基より、近隣自治体との均衡も考慮し、将来にわたって、安定したごみ処理を確保するため、事業系一般廃棄物等の処理 手数料等の改定を検討することとした。

当該処理手数料等の改定にあたっては、令和2年からの新型コロナウィルス感染症の広がりによる各種事業の経営環境の悪化に、ロシアの軍事侵攻等の影響や円安等も加わり、電気料金をはじめとするエネルギー・食料価格等の高騰が続くなかで、日常生活や経済活動に重大な影響が生じており、厳しい状況が続いていると考える。

事業系一般廃棄物等の処理手数料等の改定にあたっては、これら社会情勢に関する十分な配慮が必要である。

令和5年度第1回環境審議会 資料

令和5年度 ごみ処理手数料の改定について

本市におけるごみ処理手数料は、「鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により規定されています。主な単価として、一般家庭から排出される(以下、「生活系」という。)燃やせるごみについては、指定袋の場合は 45 リットル 1 袋につき 50 円、20 リットル 1 袋につき 20 円、持込の場合は、10 キログラムあたり 50 円、破砕を要するごみが含まれている場合は 70 円としています。

事業系一般廃棄物及び市長が指定した産業廃棄物(以下、「事業系ごみ」という。)は持込のみで、10キログラムあたり、120円となっています。

本市のごみ処理手数料の現状について、周辺自治体の安房地域3市1町及び君津地域4市と比較をした場合、生活系ごみは、45 リットル、20 リットルの手数料を加えた指定袋の価格も高く、利用者には十分に負担をいただいている状況と考えています。

一方で、事業系ごみに関する処理手数料は、安房地域では、10 キログラムあたり、南房総市及び鋸南町が157円、館山市が160円となっています。

また、君津地域では、10 キログラムあたり、木更津市が 300 円※、君津市、富津市及び 袖ケ浦市が 150 円となっています。

これら周辺自治体との比較において、本市の処理手数料は最も安価であり、周辺との均衡を図ることは課題であると考えます。

県内37市の状況をみても、10キログラムあたり、最低単価は勝浦市の60円、最高単価は茂原市の374円と大きな格差がありますが、平均は238円となっております。

安房地域・君津地域の千葉県南部を除くと 200 円以上が中心となっており、本市を含む 周辺自治体の処理単価は県平均を下回る状況となっています。

本市の事業系ごみ処理手数料単価、10 キログラムあたり 120 円については、平成 21 年度に改定されたものです。

一方で、本市の事業系ごみ処理経費は、平成30年度から令和5年度当初予算を含め、6年間平均で、10キログラムあたり404円となっています。

本市の事業者の現在負担している 10 キログラムあたり 120 円については、事業系ごみの 処理経費のうち約 29.7 パーセントを利用者に負担いただいている試算になります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条には、「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められているほか、令和4年3月に改訂された「一般廃棄物処理の有料化の手引き」の中でも市町村の役割として「経済的な動機付けを活用した一般廃棄物の排出抑制や再利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と記載され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化の更なる推進が明確化されています。

社会情勢としても企業間で取引される商品やサービスの市場価格がここ数年、上昇傾向で

あり、加えて本市では、廃棄物の広域処理に向けた処理体制の構築に取組んでいる状況もありますことから、周辺市町との均衡を考慮した上で、継続的な循環型社会の形成、安定したごみ処理の確保、ごみの減量化の一層の推進を念頭に事業系ごみについて手数料の改定を検討することとしたいものです。

※木更津市は 20 キログラムまでは、300 円、20 キログラム以上は 10 キログラムあたり 90 円加算

1 鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正な処理の確保並び に地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な 利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形 成に寄与することを目的とする。

(一般廃棄物処理手数料)

第24条 市が行う一般廃棄物の処理に関し徴収する手数料の額は別表第1のとおりと する。

(産業廃棄物の処理費用)

- 第25条 法第13条第2項の規定により、市が行う産業廃棄物の処理に関し徴収する 費用の額は、別表第2のとおりとする。
- ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第13条第2項 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町 村が行う産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用を、条例で定めるところによ り、徴収するものとする。

別表第1 ごみ(し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物)

取扱区分	種類		手数料					
市が収集、	燃やせる	ごみ	指定袋 20 リットル 1 袋につき 20 円					
運搬するも			指定袋 45 リットル 1 袋につき 50 円					
0	粗大ごみ		1 点につき 500 円					
市の処理施	動物の死	体(犬、ねこ等の	1体につき 500円					
設に搬入す	死体)							
るもの	粗大ごみ		10 キログラムにつき 70 円で、1 点につき 500 円を					
			限度とする。ただし、10キログラム未満の端数は					
			四捨五入する。					
	事業活動	かに伴って生じる	10 キログラムにつき 120 円。ただし 10 キログラ					
	ごみ及び	が市の許可業者が	ム未満の端数は四捨五入する。					
	搬入する	ごみ						
	上記以	破砕を要するご	100 キログラムまで 10 キログラムにつき 70 円、					
	外の燃	みが含まれてい	100キログラムを超える分は10キログラムにつき					
	やせる	るもの	120円。ただし10キログラム未満の端数は四捨五					
	ごみ		入する。					

上記以外のもの	100 キログラムまでは10 キログラムにつき50円、
	100 キログラムを超える分は10 キログラムにつき
	120円。ただし10キログラム未満の端数は四捨五
	入する。

別表第2 産業廃棄物

第16条第1項の規定により、市長が指定	10 キログラムにつき 120 円。ただし、10 キログラ
した産業廃棄物※	ム未満の端数は四捨五入する。

※鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき、市が一般廃棄物の処理 に支障のない範囲において当該廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物。

2 県内各市の事業系一般廃棄物処理手数料の状況

(単価: 持込10キログラムあたり)

NO	市名(千葉県内)	単価	備考
1	勝浦市	60円	
2	鴨川市	120円	
3	袖ケ浦市、君津市、富津市	150円	
4	南房総市	157円	
5	館山市	160円	
6	柏市、鎌ヶ谷市	198円	
7	匝瑳市、いすみ市、銚子市、市原市、旭市	200円	
8	浦安市、船橋市、成田市、富里市、市川市	220円	
9	習志野市	250円	
10	我孫子市	264円	
11	八千代市、白井市、印西市	270円	
12	東金市、山武市、大網白里市	287円	
13	千葉市、野田市	297円	
14	流山市、四街道市、香取市、木更津市、八街市	300円	
15	佐倉市	350円	
16	松戸市	352円	
17	茂原市	374円	
	千葉県内37市の平均単価	238円	

※令和5年4月末時点調べ ※

は安房地域及び君津地域

【本市の事業系ごみの処理手数料単価は勝浦市に次いで県内2位の安価である。県内他市の場合10キログラムあたり200円~10キログラムあたり300円以下に25市が集中している。】

3 本市ごみ処理経費に関する状況について

ごみ処理経費の状況

【表1】

_	[衣1]															
	年 度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (予定量·予算額)		6か年平均	
	項目	単位	生活系	事業系	生活系	事業系	生活系	事業系								
	収集運搬費	千円	62, 745	0	56, 949	0	76, 305	0	62, 794	0	71, 349	0	91, 217	0	70, 227	0
	人件費(収集係)	千円	96, 317	0	98, 939	0	91, 849	0	83, 253	0	71, 246	0	79, 444	0	86, 841	0
	処理·処分費	千円	48, 757	24, 126	57, 853	31, 746	47, 646	19, 824	52, 055	20, 503	172, 037	107, 680	295, 669	193, 984	112, 336	66, 311
\$\to\	人 件 費 (庶務係·処理係)	千円	70, 735	40, 189	67, 453	38, 818	67, 728	34, 828	65, 745	35, 748	61, 993	35, 177	51, 241	28, 139	64, 149	35, 483
経費	維持管理費	千円	133, 964	95, 065	88, 709	63, 015	116, 092	73, 013	100, 169	65, 146	57, 094	36, 301	24, 830	11, 217	86, 810	57, 293
	クリーンステーション鴨川 運営・維持管理事業費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	114, 728	65, 101	199, 322	109, 454	52, 342	29, 093
	事務費	千円	2, 925	1, 662	4, 941	2, 844	2, 909	1, 477	2, 349	1, 277	1, 994	1, 132	2, 144	1, 178	2,877	1, 595
	計	千円	415, 443	161, 042	374, 844	136, 423	402, 529	129, 142	366, 365	122, 674	550, 441	245, 391	743, 867	343, 972	475, 582	189, 774
	合 計	千円	576,	485	511,	267	531,	671	489,	039	795,	832	1, 08'	7, 839	665,	356
	ごみ処理量	シ	13,	803	13,	798	13,	031	12,	603	12,	563	13,	400	13,	200
	ごみ処理量内訳	シ	8,802	5, 001	8, 758	5, 040	8,644	4, 387	8, 164	4, 439	8, 015	4, 548	8,650	4, 750	8, 506	4, 694
	〜 か処理里 的訳	パーセル	63.8	36. 2	63. 5	36. 5	66.3	33. 7	64.8	35. 2	63.8	36. 2	64. 6	35. 4	64. 4	35. 6

10kg当たり処理単価	円	472	322	428	271	466	294	449	276	687	540	860	724	559	404	I
-------------	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

歳出の概要 【表1 ごみ処理経費の状況】

平成30年度から令和4年度の実績及び令和5年度当初予算を含め6年間のごみ収集及び処理の運営に係る歳出を表記し、ごみ搬入量に応じて、項目毎に生活系と事業系を按分したものです。

- (1)鴨川清掃センター (焼却処理) からクリーンステーション鴨川 (中継・外部搬出) への移行
 - ア 平成30年度~令和4年8月末までは、鴨川清掃センターでの経費
 - イ 令和4年9月~令和5年3月末までは、クリーンステーション鴨川及び鴨川清掃 センターでの経費
 - ウ 令和5年度は当初予算より推計

(2) 収集運搬費

職員の高齢化等による収集態勢の見直しにより、人件費は減少しているが、民間 事業者への収集業務委託の範囲の拡大を行う事が必要なことから経費は増加傾向と なる。

(3) 処理·処分費

焼却停止に伴い、職員の配置換え等により、人件費は減少しているが、令和4年9 月以降可燃ごみ全量外部搬出による処理委託料が生じ、直営焼却処理と比べて経費が 増加している。

(4)維持管理費

令和3年3月天津小湊清掃センターにおける受付業務の終了、令和4年8月鴨川清掃センター焼却の停止により、維持管理の経費は減少しているが、令和4年9月より運営を開始したクリーンステーション鴨川の運営維持管理委託料が生じている。

(5) 排出量に関する項目

- ア 生活系ごみ 市による収集運搬、個人の持込、資源ごみ及び集団回収
- イ 事業系ごみ 許可業者及び事業者の持込
- ※ 令和5年度は、鴨川市一般廃棄物処理実施計画に基づいた予定数量

4 事業系ごみ持込手数料等の見直しについて

本市のごみ処理手数料については、平成 17 年度の新鴨川市で設定されて以降、平成 21 年度に「事業系ごみ」と「産業廃棄物(市長が指定するもの、①紙くず、②木くず、③廃プラスチック類、④ガラスくず及び陶磁器くず。)」の改定を行い、現在に至っています。

手数料の設定については、前回の値上げの基準に合わせ「燃やせるごみ」の指定袋につい

ては、処理経費に対し実質約15パーセントの負担となっている。「事業系ごみ」については、 処理経費の約50パーセントの負担の設定としており、今回も同様の負担割合で計上したい ものです。

また、生活系燃やせるごみの持込手数料について1日の持込累積量が100キログラムを超える分については、事業系ごみ同等の処分を要することから、事業系ごみ同様の手数料としたいものです。

(1) 事業系ごみについて

ア 平成30年度から令和4年度の実績 及び令和5年度見込量を含め6年間のごみ処理量 平均 13,200トン/年 【表1 ごみ処理経費の状況】 うち、事業系ごみ 4,694トン/年 (35.6%)

イ 平成30年度から令和4年度の実績 及び令和5年度予算額を含め6年間のごみ処理経費 平均665,356千円/年 【表1 ごみ処理経費の状況】 うち、事業系ごみ189,774千円/年

ウ 上記事業系ごみの処理経費を 1/2 事業者負担とする場合 189,774 千円/4,694 トン×50 パーセント=20.2 千円/トン ≒ 10 キログラムあたり 200 円

上記で求めた 200 円は現行の事業系ごみ負担割合 50 パーセントにより算出したもので、木更津市を除く君津地域、安房地域の 150~160 円に比較して高いが、4ページのとおり 県内 37 市の手数料平均は 238 円であり、200 円以上の設定をしている市は 37 市中 28 市に及んでいます。

(2) 生活系ごみについて

生活系ごみの手数料については、平成30年度から令和5年度見込量6年間の平均による、10キログラムあたりの処理単価は、資源ごみ収集運搬費及び処理費も含め559円となります。

生活系ごみ処理量は 8,505 トンで、10 キログラムあたりの処理費が 559 円であることから、処理経費は年平均 475,578 千円となります。

これを現在の 45 リットル指定袋で換算すると 1 キログラムあたり 55.9 円×1 リットルあたりの単位容積重量 0.17 キログラム×指定袋の負担割合 15 パーセント=1.4 円

1.4円×45 リットル=1 袋あたり 63 円となります。燃やせるごみ 45 リットルの指定袋 10 枚入りの平均小売価格は 642 円であることから、1 枚あたり 64.2 円を市民の皆さまに負担していただいているため価格は据え置きとしたいものです。

5 事業系ごみの処理手数料の見直しの方針

本市の一般廃棄物等の処分に関する状況については、上記のとおりであり、一般廃棄物の処理手数料、特に事業系ごみの手数料については、10 キログラムあたり 404 円を要すると見込まれ、従来の負担率と同等の 50 パーセントの負担を事業者に求めた場合、10 キログラムあたり 200 円という手数料額の設定も想定されます。

しかしながら、令和2年からの新型コロナ感染症の広がりによる各種事業における経営環境の悪化に加えて、現状でもロシアによるウクライナへの軍事侵攻の影響や円安等も加わり、電気料金を始めとするエネルギー・食料品価格等の高騰が続く中で、日常生活や経済活動に重大な影響が生じているところであり、事業活動に関する経営環境については厳しい状況が続いているものと考えています。

事業系ごみ処理手数料の改定にあたっては、これら社会情勢も十分に配慮する必要があることに加え、近隣市町との均衡を図りながら決定していくことが重要であると考えます。

鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成17年鴨川市条例第117号)新旧対照表 現行 改正案 別表第1(第24条関係) 別表第1(第24条関係) 1 ごみ(し尿及び浄化槽)汚泥以外の一般廃棄物) 1 ごみ(し尿及び浄化槽汚泥以外の一般廃棄物) 取扱区分 取扱区分 種類 種類 手数料 手数料 指定袋20リットル1袋につき 20円 指定袋20リットル1袋につき 20円 市が収 市が収 燃やせるごみ 燃やせるごみ 集、運搬 集、運搬 指定袋45リットル1袋につき 50円 指定袋45リットル1袋につき 50円 するもの するもの 粗大ごみ 粗大ごみ 1点につき 500円 1点につき 500円 動物の死体(犬、ね 動物の死体(犬、お 1体につき 500円 1体につき 500円 こ等の死体) こ等の死体) 10キログラムにつき70円で、1点に 10キログラムにつき70円で、1点に つき500円を限度とする。ただし、 つき500円を限度とする。 ただし、 粗大ごみ 粗大ごみ 10キログラム未満の端数は四捨五入 10キログラム未満の端数は四捨五入 する。 する。 事業活動に伴って 事業活動に伴って 10キログラムにつき120円。ただ 10キログラムにつき***円。ただ 生じるごみ及び市 生じるごみ及び市 し、10キログラム未満の端数は四捨 し、10キログラム未満の端数は四捨 の許可業者が搬入 の許可業者が搬入 五入する。 五入する。 市の処理するごみ するごみ 市の処理 施設に搬 施設に搬 破砕を要 100キログラムまで10キログラムに 破砕を要 100キログラムまで10キログラムに 入するも 入するも するごみ つき70円、100キログラムを超える するごみ つき70円、100キログラムを超える \mathcal{D} \mathcal{O} が含まれ 分は10キログラムにつき***円。 が含まれ 分は10キログラムにつき120円。た ているもだし、10キログラム未満の端数は四 ているも、ただし、10キログラム未満の端数は 上記以外の 四捨五入する。 \mathcal{O} 捨五入する。 上記以外 の燃やせ の燃やせ るごみ るごみ 100キログラムまで10キログラムに 100キログラムまで10キログラムに つき50円、100キログラムを超える つき50円、100キログラムを超える 上記以外 上記以外 分は10キログラムにつき***円。 分は10キログラムにつき120円。た のもの のもの だし、10キログラム未満の端数は四 ただし、10キログラム未満の端数は 捨五入する。 四捨五入する。 備考 備考 1 粗大ごみとは、家庭から排出されるごみで市長が別に 1 粗大ごみとは、家庭から排出されるごみで市長が別に 指定するものをいう。 指定するものをいう。 2 市の処理施設に搬入するごみに係る手数料について、 2 市の処理施設に搬入するごみに係る手数料について、 同一の者が1日に複数回ごみを搬入した場合は、当該1日 同一の者が1日に複数回ごみを搬入した場合は、当該1日 に搬入されたごみの量を合算して手数料を算定する。 に搬入されたごみの量を合算して手数料を算定する。 別表第2(第25条関係) 別表第2(第25条関係) 穪别 費用 種別 費用

棄物

第16条第1項の規定によ

り、市長が指定した産業廃

10キログラムにつき***円。たた

し、10キログラム未満の端数は四捨

五入する。

10キログラムにつき<u>120円</u>。ただ

五入する。

し、10キログラム未満の端数は四捨

第16条第1項の規定によ

棄物

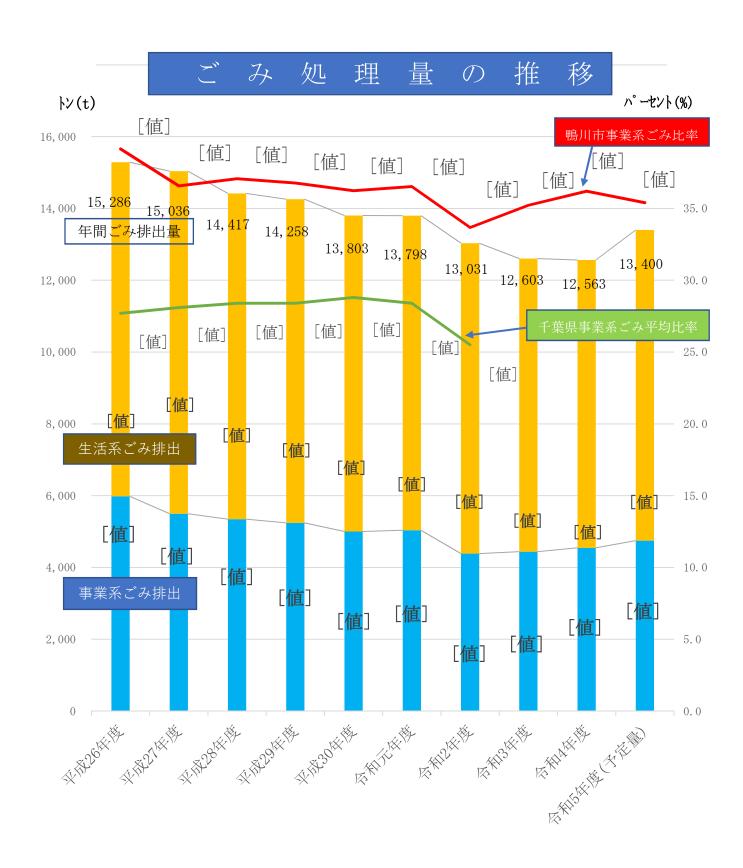
り、市長が指定した産業廃

近隣市町ごみ処理手数料の現状

令和5年5月

120円 157円 160円 157円 150円 150円 150円 200+3*75 200+3*75 100+3*75 200+3*75 100+3*75 200+3*75 100+3*75 200+3*75 100+3*75 200+3*75 100+3*75 200+3*75 100+3*75 200+3*75 200+3*75 100+3*75 20										
株式		鴨川市	南房総市	館山市	鋸南町	富津市	君津市	木更津市	袖ヶ浦市	勝浦市
100 10 10 10 10 10 10	事業系可燃ごみ									
************************************	(10キログラムごと)	120円	157円	160円	157円	150円	150円		150円	60円
180 18	条例産業廃棄物							ごと500円		
150mm 15	(10キログラムごと)	120円		160円		210円	205円		160円	60円
40月ット× 10歳 40月 300月		(平均小売価格)								(平均小売価格)
30月ヶ月×10倍 30月ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10倍 20日ヶ月×10日 20日 20日 20日 20日	45リットル×10袋		530円	600円	530円			450円		400 FF
150円 100円 150円 150円 150円 150円 150円 150円 100円	40リットル×10袋						400円		160円	
200円 10月 10月 10円 170円 170円 100円 200円 200円 (35円) 10円 10円 10円 (35円) 170円 170円 100円 (35円) 10円 (35円) 10円 10円 100円 (35円) 10円 10円 (35円) 10円	30リットル×10袋		430円	400円	430円	300円	300円	300円	130円	
本語の数	20リットル×10袋		320円		320円	200円	200円	200円	110円	200円
情か変数の集	10リットル×10袋		170円		170円		100円			
40リットル×10袋		(平均小売価格)	半透明袋	半透明袋	半透明袋					
309ヶh × 10袋 (79円)	45リットル×10袋							450円		(※円)
登瀬 ごみ (おき食) 収集 (79円) 半透明袋 半透明袋 回収箱 回収箱 回収箱 に※円) に※円) に※円) のりずか×10袋 (130円) を 150円 にが円) に※円) に※円) に※円) に※円) にが円が下が上が、10袋 (83円) を 150円 を 150円 にが円) に※円) に※円) に※円) を 150円 を	40リットル×10袋						400円		160円	
音楽の	30リットル×10袋					150円	300円	300円	130円	(※円)
150円	20リットル×10袋	(79円)					200円	200円	110円	
30リットル×10袋 (83円)		(平均小売価格)	半透明袋	半透明袋	回収箱		回収箱		半透明袋	ビン回収箱
Att	45リットル×10袋	(130円)				150円		(※円)		(※円)
##大ごみ収集 (1点当たり) 576円 500円 576円 800円 860円 800円 800円 500-1000円 500円 500円 576円 800円 800円 800円 500-1000円 500円 500円 500円 500円 500円 500-1000円 500円 500円 500-1000円 500円 500円 500円 52円 50円 50円 50円 50円 50円 50円 50円 50円 50円 50	30リットル×10袋					150円		(※円)		(※円)
(1点当たり)	20リットル×10袋	(83円)						(※円)		
未満無料 まで52円 まで120円 まで52円 まで90円 まで180円 まで200円 まで100円 まで40円 でと加算) (100キログ・ラム以上 120円 157円 160円 157円 160円 157円 10キログ・ラム以上 120円 157円 10キログ・ラム まで52円 まで52円 まで52円 まで90円 180円 180円 20キログ・ラム 以上65円 10キログ・ラム まで52円 まで52円 まで90円 まで40円 40円 180円 157円 10キログ・ラム まで52円 まで52円 まで90円 まで100円 まで40円 40円 157円 10キログ・ラム まで52円 まで52円 まで52円 まで90円 20キログ・ラム まで100円 まで100円 まで60円 100キログ・ラム以上 10キログ・ラム以上 157円 50キログ・ラム 大満無料 たいごと 157円 157円 157円 157円 157円 10キログ・ラムごと 157円 157円 157円 157円 157円 157円 157円 160円 157円 157円 157円 160円 157円 157円 157円 160円 157円 157円 160円 157円 157円 160円 157円 160円 157円 160円 157円 160円 157円 160円 157円 157円 160円 160円 160円 160円 157円 160円 160円 160円 160円 160円 160円 150円 160円 160円 160円 160円 160円 160円 160円 16	(- H) (2) ()	500円	576円	500円	576円	800円	860円	800円	品目により 500・1000円	500円
ごと加算) 50円 52円 60円 52円 90円 180円 以上65円 100円 40円 (100キョゲラム以上 10キョゲラム以上 10キョゲラム以上 10キョゲラムできり 5キョゲラム 未満無料 10キョゲラム まで52円 10キョゲラム まで52円 10キョゲラム まで52円 430円/点 20キョゲラム まで200円 まで100円 まで60円 まで60円 (10キョゲラムごと) 70円 52円 50キョゲラム 未満500円 ごと500円 まで50円 ごと500円 157円 10キョケ・ラム 以上65円 100円 100円 60円 特込破砕を要するごみ 未満無料 5キョケ・ラム 未満無料 100円 100円/束	持込可燃ごみ									
120円 157円 160円 157円 10キログラムごと) 120円 157円 160円 157円 10キログラムごと) 5キログラム 未満無料 まで52円 50キログラム まで52円 まで52円 まで52円 まで52円 まで52円 まで52円 まで52円 まで90円 20キログラム まで100円 まで60円 100キログラムごと) 70円 52円 表満500円 157円 50キログラム ごと500円 157円		50円	52円	60円	52円	90円	180円		100円	40円
持込粗大ごみ5キャグ・ラム 未満無料 まで52円 未満無料 まで52円 まで60円 まで60円 まで60円 まで60円 まで60円 まで60円 まで60円 まで54以上 500円 上限/点 50キャグ・ラム こと500円 157円 50キャグ・ラム 上限/点 50キャグ・ラム まど500円 157円 50キャグ・ラム まだりの円 上限/点 50キャグ・ラム まだりの円 よびと500円 まで60円 10キャグ・ラムごと 50・0円 よびと500円 157円 50・0・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1・1	(100キログラム以上 10キログラムごと)	120円	157円	160円	157円					
(10キョケ ラムこと) 70円 52円 未満500円 52円 90円 以上65円 100円 60円 (10キョケ ラム以上 10キョケ ラムごと) 500円 上限/点 157円 157円 157円 世ん定枝 特込破砕を 要するごみ 未満無料 大満無料 世ん定枝 (10キョケ ラムごと) 70円 80円 40円/束				燃せないごみ			430円/点			
(100キログ・ラム以上 10キログ・ラムごと) 500円 上限/点 157円 50キログ・ラム ごと 500円 157円 特込破砕を 要するごみ 未満無料 5キログ・ラム 未満無料 せん定枝 (10キログ・ラムごと) 70円 80円 40円/束	(10キログラムごと)	70円	52円		52円	90円			100円	60円
持込破砕を 要するごみ 5キログラム 未満無料 せん定枝 (10キログラムごと) 70円 80円 40円/束 (100キログラム以上 (100キログラム以上 (100キログラム以上 (100キログラム以上 (100キログラム以上 (100キログラム以上) 120円	(100キログラム以上 10キログラムごと)		157円		157円					
(100キログ・ラム以上 120円	持込破砕を	5キロク゛ラム					せん定枝	せん定枝		
	(10キログラムごと)	70円					80円	40円/東		
1017 /112 C/	(100キログラム以上 10キログラムごと)	120円								

注)※円は袋代のみであり自由価格



事業系ごみ処理手数料検討資料

本市の事業系ごみ処理手数料は、平成21年度の改定以降10キログラムあたり120円の設 定であり、近隣市町との比較でも最も安価な状態です。

また現行の処理単価設定の際と同様に処理経費の50パーセントを排出者の負担に求めた 場合は10キログラムあたり200円と試算されます。

一方で世界情勢も先行きが不透明であることに加え、円安による影響もありエネルギーや 原材料費の高騰による市民生活や事業活動への影響についても十分に考慮する必要があり ます。

○安房2市(鴨川市除く)平均処理単価

10 キログラムあたり 159 円

○安房2市(鴨川市除く)及び君津4市 平均処理単価 10キログラムあたり178円

○同上 (最高額 300 円/10 キログラムを除く) 10 キログラムあたり 153 円

事業系一般廃棄物処理手数料等の改定(案)

鴨川市環境審議会 会長 田 村 政 彦

- 1 市の処理施設に搬入する事業系一般廃棄物処理手数料について 10 キログラムあたり 160 円とすること。
- 2 市の処理施設に搬入する一般廃棄物処理手数料及び破砕を要する一般廃棄物処理 手数料について

100 キログラムを超える分、10 キログラムあたり 160 円とすること。

- 3 市の処理施設に搬入する市長が指定した産業廃棄物処理費用について 10 キログラムあたり 160 円とすること。
- 4 その他

当該処理手数料等の改定にあたっては、事業者、収集運搬業者に十分な周知を図ること。また、ごみ減量化による処理量の削減と分別の徹底を進め、効率的なごみ処理を目指すことを申し添える。



令和5年 月 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市環境審議会 会長 田 村 政 彦

事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について(答申)

令和5年7月10日付け、鴨環第227号で諮問のあった標記の件について、 下記のとおり答申します。

記

本審議会は、鴨川市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第24条に基づく一般廃棄物処理手数料及び第25条に基づく産業廃棄物の処理費用に係る事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について、慎重に審議した結果、ごみの排出量に応じた負担の公平性の確保及び減量化の推進、また近隣市等との均衡を図る必要性などを総合的に勘案し、次のとおり手数料の改定を図ることが適当であると考える。

なお、施行にあたっては、事業者、収集運搬許可業者に十分な周知を図ると共に、ごみ処理量の削減と分別の指導を徹底し、効率的なごみ処理に努められたい。

事業系一般廃棄物処理手数料等の改定

- 1 市の処理施設に搬入する事業系一般廃棄物処理手数料を10キログラムにつき、160円とすること。
- 2 市の処理施設に搬入する一般廃棄物処理手数料及び破砕を要する一般廃棄 物処理手数料 100 キログラムを超える分を 10 キログラムにつき、160 円とす ること。
- 3 市の処理施設に搬入する市長が指定した産業廃棄物処理費用を 10 キログラムにつき、160 円とすること。